

奈良県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十七号

奈良県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県生活環境保全条例施行規則（平成九年三月奈良県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号中「ポリクロリネイテツドビフェニル（別名PCB）」を「ポリ塩化ビフェニル」に改め、同条第十五号中「シスー一・二ージクロロエチレン」を「一・二ージクロロエチレン」に改め、同条に次の四号を加える。

二十四 ほう素及びその化合物

二十五 弗素及びその化合物

二十六 塩化ビニルモノマー

二十七 一・四ージオキサン

第七条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第六の1の表中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改め、同表に次のように加える。

|            |                     |
|------------|---------------------|
| ほう素及びその化合物 | 1 リットルにつきほう素10ミリグラム |
| 弗素及びその化合物  | 1 リットルにつき弗素8ミリグラム   |
| 一・四ージオキサン  | 1 リットルにつき 0.5ミリグラム  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

」

別表第六の2の表中

|                              |    |
|------------------------------|----|
| クロム含有量（単位　１リットルにつき<br>ミリグラム） | 2  |
| 弗素含有量（単位　１リットルにつきミ<br>リグラム）  | 15 |

|    |  |
|----|--|
| 2  |  |
| 15 |  |

を

|                              |  |
|------------------------------|--|
| クロム含有量（単位　１リットルにつき<br>ミリグラム） |  |
|------------------------------|--|

|   |   |
|---|---|
| 2 | 2 |
|---|---|

に改める。

第八号様式中「別表第6」を「別表第4」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。